

《請願（陳情）者の意見陳述について（お知らせ）》

野木町議会では、町民の議会活動への参加の機会を確保し、議会活動の更なる活性化を図るため、請願（陳情）者の意見陳述の場を設けています。

請願（陳情）は書面をもって審査しますが、各委員会に付託され審査される場合には、請願（陳情）者が希望すれば、請願（陳情）を審査する委員会において、下記のとおり、趣旨の説明を行うことができます。

○意見陳述の方法等について

1 意見陳述を行う時期

- ・ 請願（陳情）を審査する委員会開催日。

2 意見陳述を行うことができる方

- ・ 当該請願及び陳情の提出者。
※該当する者が複数名いる場合においては、当事者間で任意に選ばれた代表者2名以内。

3 意見陳述できる内容

- ・ 委員に対する請願（陳情）の趣旨説明及び意見。
※口頭での説明を行っていただきます。（当日持参による資料配付（説明）は認められません。）

4 意見陳述の時間

- ・ 5分以内。

5 意見陳述を行う場所

- ・ 町議会第1委員会室、第2委員会室（役場本館3階）
※当該請願（陳情）を審査する委員会により異なります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 上記内容をご確認頂き、意見陳述を希望される場合、別紙「請願・陳情意見陳述申出書」に必要事項を記載の上、定例会開会日<u>前日</u>までに議会事務局へ御提出ください。・ <u>意見陳述を行っていただく時間や場所等、詳細については後日、改めて御連絡致します。</u> |
|---|

【問い合わせ先】 野木町議会事務局 庶務議事係 電話：0280-57-4106